

# 武者衣装等 貸出規程

一般社団法人安芸高田市観光協会

# 一般社団法人安芸高田市観光協会武者衣装等貸出規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、安芸高田市武者衣装等の管理に関する取扱要綱（平成25年安芸高田市告示第27号。以下「市要綱」という）第4条第2項及び第3項の規定に基づき、毛利武者の衣装及び当該衣装の装着品（以下「武者衣装等」という。）の貸出に係る取扱及び貸出料金について定めるものとする。

## (貸出対象者)

第2条 武者衣装等の貸出を受けることができる者（以下「貸出対象者」という。）は、おおむね30人以上の参加が認められる地域の催し、イベント等（以下「イベント等」という。）の主催する団体の代表者とする。ただし、市要綱第4条第2項各号に該当する場合は、武者衣装等を貸出すことができない。

## (装着者)

第3条 貸出対象者は、イベント等で武者衣装等を装着する者を、必要な数確保しなければならない。

## (手続)

第4条 武者衣装等の貸出しを受けようとする団体の代表者（以下「借受者」という。）は、貸出しを希望する日の前日までに、武者衣装等貸出申請書（様式第1号）を観光協会（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、管理者が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定し、武者衣装等貸出決定通知書（様式第2号）により借受者に通知するものとする。

## (許可の制限)

第5条 管理者は、市要綱第4条第2項各号に定める要件に該当しないときその他管理者が武者衣装等の管理に支障があると認めるときは、貸出を許可しない。

## (貸出中の管理等)

第6条 借受者は、武者衣装等を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 借受者は、武者衣装等を野外で使用する場合は、原則雨天時には使用してはならない。

## (賠償)

第7条 借受者は、武者衣装等を紛失、破損等させたときは、これを賠償しなければならない。

## (貸出料)

第8条 武者衣装等の貸出料金は、別表のとおりとする。

## (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

	A-大将	B-奉行	C-組頭	D-馬廻
金額	1個1体につき、 6,000円	1個1体につき、 5,000円	1個1体につき、 5,000円	1個1体につき、 5,000円
	E-槍衆	F-旗持・ドラ	G-女武者	H-子ども
金額	1個1体につき、 5,000円	1個1体につき、 4,000円	1個1体につき、 5,000円	1個1体につき、 5,000円

\*1体とは、武者毎に市要綱別表第1「13-下着」の行までとする。

\*市要綱別表第2の「1-陣幕」については、1幕につき500円とする。

\*市要綱別表第2の「2-背中陣旗」以下の行については無料とする。

\*イベント等の主催者が管理者において武者衣装等の運搬を希望する場合、1回のイベント等につき往復で3,000円とする。ただし、管理者において運搬車両等が手配できない場合、管理者は運搬を断ることが出来る。借受者はこれに対し異議申立をしてはならない。

\*武者衣装等の着付けを行う者は、原則管理者が行うこととし、1回のイベント等につき1人3,000円とする。

\*上記の着付けを行う者の人数及び市要綱別表第2の「2-背中陣旗」以降の数量については貸出体数等に応じ、管理者が判断する。借受者はこれに対し異議申立をしてはならない。

\*安芸高田市が主催または後援で行うイベント等については、運搬と着付けを除き、上記の金額のそれぞれ半額とする。

\*イベント等を安芸高田市以外で開催する場合は、イベント等のチラシ・アナウンス等で「安芸高田市」から借入れた旨を紹介すること。